

# 高年齢者雇用安定法 継続雇用制度

## ※「経過措置」利用事業所の方へ

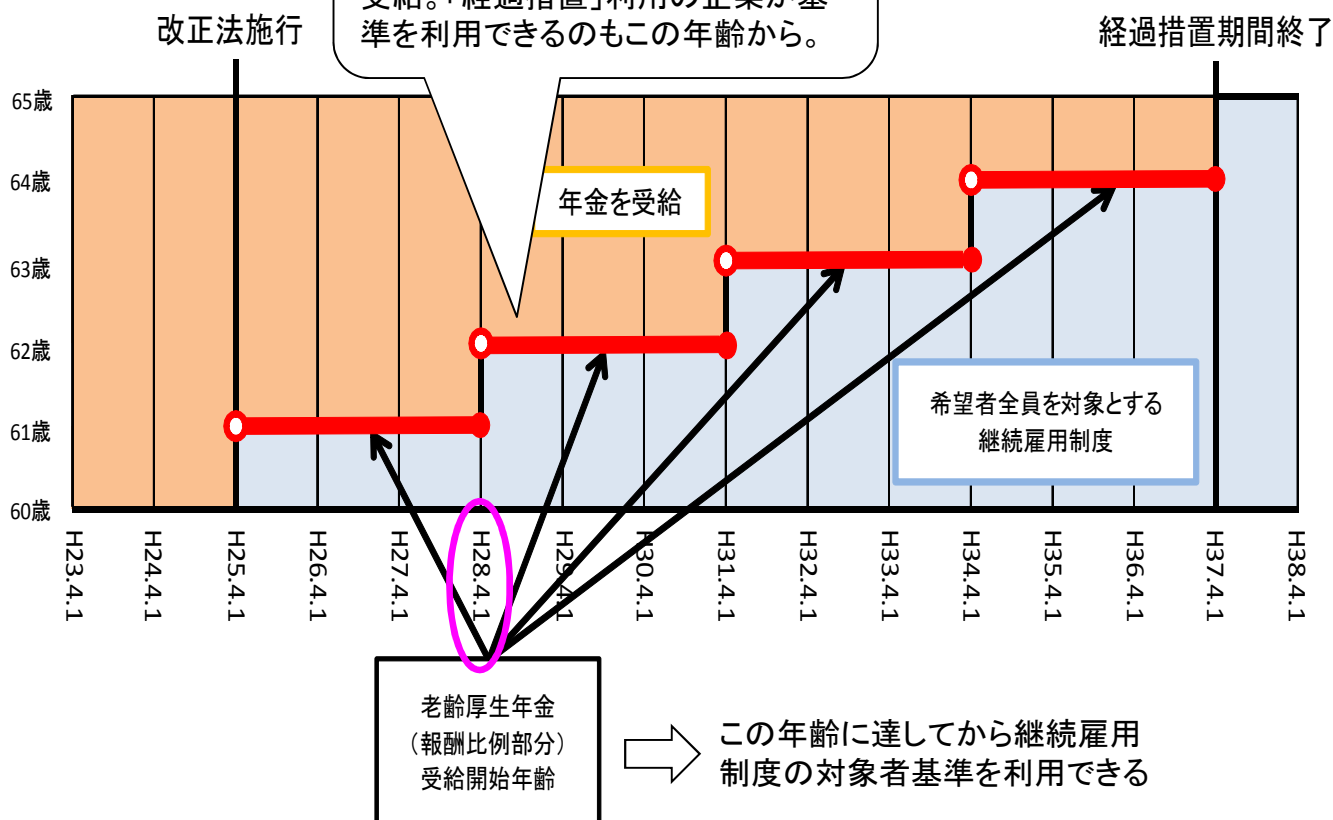
平成28年4月1日から経過措置の基準を適用できる年齢が「62歳」に引き上がります



※「継続雇用制度」を導入している場合は、「希望者全員を対象とすること」が求められていますが、平成25年3月31日までに、労使協定で対象者の基準を定めている事業所については、老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢（男性の支給開始年齢に合わせ男女同一の年齢）に到達した以降の者が対象となります。（平成37年3月までの「経過措置」）

### 【経過措置イメージ】

平成28年度から平成30年度までに62歳になる者はこの年齢から年金受給。「経過措置」利用の企業が基準を利用できるのもこの年齢から。



高齢者雇用安定法に関する問い合わせは、お近くのハローワークにお願いします。

高齢者雇用安定法に対応した雇用環境の整備に関するご相談は、厚生労働省の関係機関である（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 高齢・障害者業務課でお受けします（無料）。



■ハローワーク那覇 企画事業所部門

沖縄県那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階  
TEL: 098-866-8607 FAX: 098-866-4266

■ハローワーク沖縄 求人企画部門

沖縄県沖縄市住吉1-23-1 沖縄労働総合庁舎  
TEL: 098-939-3200 (31#) FAX: 098-938-8040

■ハローワーク名護 職業相談第2部門

沖縄県名護市東江4-3-12  
TEL: 0980-52-2810 FAX: 0980-52-4091

■ハローワーク宮古

沖縄県宮古島市平良字下里1020  
TEL: 0980-72-3329 FAX: 0980-72-8964

■ハローワーク八重山

沖縄県石垣市登野城55-4 石垣地方合同庁舎  
TEL: 0980-82-2327 FAX: 0980-82-2358

沖縄労働局 職業安定部 職業対策課

沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎（1号館）3階  
TEL: 098-868-3701 FAX: 098-951-3507

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 沖縄支部 高齢・障害者業務課  
沖縄県那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階  
TEL 098-941-3301 FAX 098-941-3302

